

2009年7月8日 全5頁

商品先物取引法による投資家保護規制について

制度調査部
是枝 俊悟

商品取引所法が改正、店頭取引の商品先物取引についても規制対象に

[要約]

- 2009年7月3日、「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案」が成立した。この法律により商品取引所法は商品先物取引法と改められ、商品先物取引について国内外および取引所内外を合わせて包括的に規定することとなる。
- この改正により、商品先物取引について取引所取引・店頭取引ともに、投資家保護のための規制が整備される。具体的には、プロ・アマの区分による行為規制の整備や個人投資家への店頭取引の不招請勧誘の禁止などの改正が行われる。
- 本レポートは、同じく先物取引に分類される有価証券先物取引・金融先物取引（FX含む）の金融商品取引法における規定と比較して、商品先物取引法による投資家保護規制について解説する。

1. 商品先物取引法の概要

○2009年7月3日、「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案」が成立した。この法律により商品取引所法は商品先物取引法と改められ、商品先物取引について国内外および取引所内外を合わせて包括的に規定することとなる。

○新しい商品先物取引法の施行は、原則として改正法の施行の日より1年6ヶ月以内の政令で定める日とされている。

○これまで、店頭取引の商品先物取引については商品取引所法の規定対象となっていなかったが、商品先物取引法により投資家保護のための規定が適用されるようになる。

○経済産業省は商品先物取引法の概要として、次のページの3点をあげている¹。

- ①「使いやすい」商品先物市場の実現
- ②「透明な」商品先物市場の実現
- ③「トラブルのない」商品先物市場の実現

○投資家保護の観点からは、③として以下の説明がされている²。

- ・トラブルが多い取引所外取引、海外先物取引に、参入規制（許可制）を導入し、行為規制を強化する³。
- ・利用者がプロかアマかで行為規制に強弱をつける「プロ・アマ規制」を導入する。プロについては、商品先物市場のより円滑な利用を可能とし、アマについては十分な保護を実現する。
- ・業者が顧客から預託を受けた預かり金の保全に万全を尽くすため、委託者保護基金制度の機能を強化する。
- ・特にトラブルの多い取引分や（ロコ・ロンドンまがい取引に代表される取引所外取引）について不招請勧誘を禁止する。

○本レポートでは、商品取引所法の改正により投資家保護規制がどのように変わるのか、プロ・アマ規制及び勧誘規制について、同じ先物取引に区分され金融商品取引法に規定されている有価証券先物取引・金融先物取引と比較して解説する。

2. プロ・アマ規制について

○商品先物取引法では、利用者がプロかアマかで行為規制に強弱をつけるいわゆる「プロ・アマ規制」が導入される（商品先物取引法の公布の日から1年6ヶ月以内の政令で定める日より施行される）。

○「プロ・アマ規制」については既に金融商品取引法（以下、金商法）にて導入されており、プロ・アマの区分が金商法及び関連政省令で定められている（次のページの図表3）。商品先物取引法においても、今後、関連政省令にてプロ・アマの区分が整備される（次のページの図表2）。

¹ 2009年3月発表の経済産業省のウェブサイト上のリリース「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案について」（<http://www.meti.go.jp/press/20090303001/20090303001-3.pdf>）

² 脚注1と同じ。

³ 大規模業者のみを顧客として店頭先物取引を行う業者については許可制ではなく、届出制とする。

図表 2 商品先物取引法におけるプロ・アマ区分

特定委託者・特定当業者（プロ）		一般顧客（アマ）	
特定委託者		特定当業者	
一般顧客に移行不可	一般顧客に移行可能	一般顧客に移行可能	
①商品先物取引業者 ②商品投資顧問業者 ③商品デリバティブ取引に係る専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者 ④国 ⑤日本銀行 ⑥商品取引所の会員等	⑦外国の商品取引所 ⑧委託者保護基金その他の主務省令で定める法人	⑨商品デリバティブ取引を業として行っているもののうち主務省令で定める要件に該当する法人（⑧除く）	⑩前記①～⑨に該当しない法人 ⑪一定の要件を充たす個人（③⑥除く）
商品先物取引法第2条	同法第2条、第197条の4	同法第2条、第197条の8	同法第197条の5、第197条の6
			⑫一般の個人（前記③⑪に該当しない個人）
			同法第197条の6

(注)③・⑧・⑨・⑪の要件については政省令で定められる。

(出所)大和総研制度調査部作成

図表 3 金商法におけるプロ・アマ区分（参考）

特定投資家（プロ）		一般投資家（アマ）	
一般投資家に移行不可	一般投資家に移行可能	特定投資家に移行可能	特定投資家に移行不可
①適格機関投資家 ②国 ③日本銀行	④投資家保護基金その他の内閣府令で定める法人（注1）	⑤前記①～④に該当しない法人 ⑥一定の要件（注2）を充たす個人（①に該当する者を除く）	⑦一般の個人（前記①⑥に該当しない個人）
金商法第2条	同法第2条、同法第34条の2	同法第34条の3、第34条の4	同法第34条の4

(注1)金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第23条に規定される。

(注2)金融商品取引業に関する内閣府令第61条・第62条に規定される。

(注3)金商法および関連政省令における特定投資家・一般投資家の範囲の詳細については、2009年5月22日発表の横山淳「特定投資家・一般投資家の移行手続きの見直し」等をご参照ください。

(出所)大和総研制度調査部作成

3. 不招請勧誘の禁止等の勧誘規制について

○商品先物取引法では、商品先物取引に関して、不招請勧誘の禁止等の勧誘規制を設ける（商品先物取引法の公布の日から1年以内の政令で定める日より施行される）。

○「不招請勧誘」とは取引の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、取引の締結の勧誘をする行為のことである。

○商品先物取引法第214条9号では、商品取引契約のうち「当該商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、委託者等の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの」について、不招請勧誘を禁止する。ただし、「委託者等の保護に欠け、または取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為」については不招請勧誘の禁止の対象外となる。

- 不招請勧誘の禁止の対象とするものについては政省令によって規定されることとなるが、経済産業省は全ての店頭取引及び一部の取引所取引について禁止の対象とする方針である。
- 2009年6月19日に開催された衆議院経済産業委員会において、経済産業省大臣官房商務流通審議官・寺坂信昭氏は「（前略）一般個人を相手方とする場合には、すべての取引所外取引に加えまして取引所取引につきましても、初めの投資金額以上の損失の発生を防ぐ仕組みとなっている取引以外のものを不招請勧誘禁止の対象とする方針でございます。」と発言している⁴。
- 勧誘受諾意思の確認義務及び再勧誘の禁止規定については、法改正前の商品取引所法において取引所取引を禁止の対象となっており、店頭取引についてはこの法律の規制の対象となっていなかった。今回の法改正により、商品取引所法は商品先物取引法として、取引所取引・店頭取引ともに規制する法となる。そのため、法改正後の商品先物取引法においては、店頭取引・取引所取引ともに勧誘受諾意思の確認義務及び再勧誘の禁止規定の対象となる（商品先物取引法第214条第5号・第7号）。
- 「勧誘受諾意思の確認義務」とは、取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思を確認する義務のことである。
- 「再勧誘」とは、取引の委託又は申し込みを行わない旨の意思（その委託又は申し込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む）を表示した顧客に対し、勧誘を行うことである。

- なお、金商法においても不招請勧誘の禁止等の勧誘規制が設けられている。
- 金商法においては、「当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが（特に）必要なものとして政令で定めるもの」について、不招請勧誘の禁止・勧誘受諾意思の確認義務・再勧誘の禁止の対象とするとしている（金商法第38条第3～5号）。
- 「投資家の保護を図ることが（特に）必要なもの」として、金商法施行令第16条の4において、不招請勧誘の禁止の対象は店頭取引の金融先物取引が、勧誘受諾意思の確認義務及び再勧誘の禁止の対象は取引所取引を含む金融先物取引が指定されている。

- ここでいう店頭取引の金融先物取引とは、金商法施行令第16条の4第1項に規定される顧客を相手方として行う店頭デリバティブ取引であり、具体的には次のページの①～③を指す。

⁴ http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009817120090617018.htm

- | |
|-----------------------------------|
| ①通貨・預金等（※1）の先渡取引 |
| ②金利等（※2）を金融指標とする先渡取引 ⁵ |
| ③通貨・預金等に関するオプション取引（※3） |

（※1）「預金等」とは、金商法第24条1項に掲げられる「預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書であつて政令で定めるもの（金商法上の有価証券を除く）」を指す。

（※2）「金利等」は、金商法施行令第2条21項4号に定める上記（※1）の預金等の利率等を指す。

（※3）上記（※1）の預金等の売買または、①②の先渡取引を行うことができる権利についての取引を指す。

○ここでいう「取引所取引を含む金融先物取引」とは、金商法施行令第16条の4第2項に定める、上記①～③の店頭金融先物取引及び上記①～③の店頭金融先物取引と同様の性質を持つ国内外の取引所金融先物取引を指す。

○改正前の商品取引所法および改正後の商品先物取引法における商品先物取引の勧誘規制と、金融商品取引法における金融先物取引の勧誘規制をまとめると、次のページの図表4のようになる。

図表4 金融先物取引・商品先物取引の勧誘規制

		金融先物取引(注1)		商品先物取引	
		取引所取引	店頭取引	取引所取引	店頭取引
主な準拠法令		金融商品取引法		商品先物取引法の対象に	
勧誘の規制	不招請勧誘	規制なし	原則禁止(注2) 【金商法第38条3号、金商令第16条の4第1項】	現状は規制なし (政令により一部禁止とすることを検討中) (注3)	現状は規制なし (政令により禁止とすることを検討中) (注3)
	勧誘受諾意思の確認	義務づけ 【金商法第38条第4号、金商令第16条の4第2項】		義務づけ 【商品取引所法第214条第7号】	現状は規制なし (商品先物取引法により義務に)
	再勧誘	禁止 【金商法第38条第5号、金商令第16条の4第2項】		禁止 【商品取引所法第214条第5号】	現状は規制なし (商品先物取引法により禁止に)
表の色は、それぞれ		青:規制なし	赤:従来より規制あり	黄:今回改正で変更	を示す。

(注1)この表における「金融先物取引」の定義については本文を参照。

(注2)投資家の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条に掲げられている行為については、不招請勧誘は禁止されていない。

(注3)経済産業省は、政令にて全ての店頭取引および一部の取引所取引について不招請勧誘を禁止とする方針である(本文参照)
(出所)大和総研制度調査部作成

○なお、有価証券先物取引等については取引所取引も店頭取引も不招請勧誘等の禁止の対象には指定されていない⁶。

⁵ 「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に対するパブリックコメントに対する金融庁の考え方として、金利先物取引（FRA）についてはこれに該当し、スワップ取引については該当しない旨の説明がされている（383ページ）。

[<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20070731-7/00.pdf>]

⁶ 法令の規定ではないが、現在、日本証券業協会の規則としてCFDの投資勧誘について規制を設けることが検討されている（2009年6月30日付日本経済新聞朝刊7面より）。